

逐条資料「日本国憲法」

山本浩三

日本国憲法施行いらいこの憲法の解釈書または解説書はすでに百冊をこえている。ところが施行後一四年たった昨年には数種の異色の憲法解説書がでた。憲法問題研究会編「憲法を生きるもの」(岩波新書)、護憲連合編「みんなの憲法」(日本評論新社)、一円一億・黒田了一・田畠忍共編「討論日本国憲法」(三一書房)などである。これらの本は、いずれもアカデミックな検討を加えられた内容を平易に啓蒙的に敍述することによって日本国憲法を読者に熟知させるとともに、すべての執筆者がいだいている憲法擁護の悲願を読者に共感させることを目的としている。そしてこれらの出版が自民党政権の憲法改悪の動きに対応して企画され、出版されたものであることはいうまでもない。ところが同じような憲法熟知——憲法擁護の目的のもとに出版され、しかも憲法学の深化、科学化のために大いにプラスになるものとして「逐条資料日本国憲法」があげられなければならない。これは、法律時報の臨時増刊として出版され、「公布後一五年の鳥瞰図」という副題をもつてている。

はじめに恒藤恭博士、佐藤功教授、星野安三郎教授、森川金寿弁護士の論文がある。

恒藤博士は「憲法をめぐる矛盾と相剋」の中で、まず第九条の規定と現実の状態とのあいだの矛盾を、歴史的にたどり、最高裁判所の砂川事件の判決が、既成の政治的事実を是認する態度を暗示したことを見出している。第二十五条の規定と現実の矛盾については、「第二十五条にいわゆる『健康で文化的な最低限度の生活』とは最低限度の衣食住を享有して生存するだけの生きかたをいみするのではないはずであるにもかかわらず、現在の日本の社会の最低層ではおびただしい数にのぼる人々が今なおそのような生きかたに生きている。かつまた社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進について、国は十分に努力しているとは決して考えられない」と批判している。しかし昭和三十年一〇月一九日の朝日事件の判決は「国が実施している生活保護法の内容は憲法第二十五条のいわゆる健康で文化的な最低限度の生活を無視したものであることをみとめたものであり、憲法の規定を適正なしかたで適用することにより、国民の人権を擁護しようとする裁判官の法感覚を表現するものである」という。おわりに博士は、「憲法と現実とのあいだにさまざまの重大な矛盾が発生するのは、ひつきよう広い範囲にわたって主権者たる国民の政治意識が未成熟であり、低い水準に留まっていることを基礎的要因とする」がしかし、革新政党が憲法改悪阻止の議席数を占めていることに意を強くするのみならず「革新勢力の伸張に対する将来の見通しは、いろいろの社会事情に照らしてよほど明るいものがある」と結論している。佐藤功教授は「憲法改正問題の現段階——憲法調査会の現状を中心として」の中で、憲法調査会の活動は、三つの段階から成り、第一段階

は日本国憲法の制定の経過を明らかにすること。第二段階は憲法の施行ないし運用の実際を調査すること。そして最後の段階として予定されているものが、各委員会の報告書を材料として、改正の要不要を検討する段階であり、それが昭和三六年九月から始まり、昭和三八年中に完了すると予測し、そこで調査会の最終報告書が内閣および国会に提出されるという。そして第一・第二段階では、限界があるとはい、一応、独立・中正・学問的な姿勢がとられているといつていいが、第三段階をへて、最後に、憲法改正の要不要についての報告書を作成する段階においては、現在までいわば控え目的な態度をとっている積極的改正論者および自民党の委員が、はたしてどういう態度に出るか問題だとし、第三段階において従来どおりの独立・中正・学問的な姿勢を今後も維持しようと考へる、高柳構想を實際問題としては、恐らくは実現可能性がなさそうであるといふ。星野教授は「憲法論争の一五年」の中で、憲法公布一五年、同施行一四年の歴史は憲法論争連續の歴史であったといふるとし、主な憲法論争をあげその内容を要約している。その論争とは憲法改正限界論争（この中で佐々木惣一博士を国体不变更論者としているのはあやまりである）、国政調査権の限界論争、解散権論争、第九条をめぐる違憲論争すなわち、1自衛隊違憲、2駐留米軍・安保条約違憲論争その他である。森川弁護士は「人権の見地からみた日本国憲法」の中で憲法の基本的人権が官憲によつていかにじうりんされ無視されているかを詳細にのべるとともに、基本的人権擁護の役割をはたすものとして労働者の

組織、新しい民主教育の影響および裁判制度などをあげている。以上が論文の内容であるが、しかしこれらの論文はわずか二九ページであり、あと約二六〇ページは資料である。

この資料の編集について、編集者の小林孝輔教授は、ややもすれば抽象的、観念的で説得力にかけると難ぜられる憲法論議がいきさかでも説得性をもち、護憲運動が具体性をもつために、また憲法研究者にも重宝なものであることをねがつて編さんしたといふ。そして半年の日月を費し、二〇余人の学生の協力をうけたといふ。われわれはその成立について違憲の疑いがあるとされる憲法調査会がばく大な国費とぼう大な人員を動員して憲法運用の実際を調査し、その結果が昨年発表されたことを知つてゐる。しかし憲法擁護をねがいとするこの本は小林教授が僅な費用と小人数で編集したものであるということを認識しなければならない。この本のもつ限界や欠点は、その認識の上で評価されなければならない。そして、たとえ限界や欠点があるとしても、この業績は憲法研究者に珍重され、感謝されねばならないであろう。

資料は憲法の条文にしたがつて整理されており、そのソースは大部分が政府刊行物である。

つぎに主な資料をあげてみよう。はじめに憲法制定前後の世論調査の結果がでている。当時の国民の天皇制、戦争放棄にたいする考え方の一端をうかがうことができる。第一章天皇の第一条では、天皇の経歴や天皇にかんする世論調査がのつてゐる。天皇が「朕」という呼称を「わたくし」とあらためたのが昭和

二一年六月二四日であるとか、昭和三二年ごろに天皇を神と思う者が四一才以上にまだかなりいることなど興味ぶかくよまれる。また日本国の面積や国民の人口の推移、世帯数などもある。その他皇位継承の順位の図とか皇族一覧とか国事行為の書式とかがある。注意を要するのは、内閣総理大臣の任命の書式において、「裁可を仰ぎます」となっていることである。裁可といふ旧憲法の文言がこの書式においてゆるされるかどうかは憲法学上の問題とならねばならないであろう。第二章、戦争の放棄においては、昭和三五年のわが国の軍事費の国民所得にたいする割合が一・五%であり、歳出総額にたいしては九・八%であることがわかり、自衛隊、海上・航空自衛隊の現況が示されており、また再軍備にかんする世論調査がある。その最新の一九五七年の結果が、政府の調査も朝日新聞の調査も反対が賛成を凌駕していることはあえていうまでもなかろう。第三章、国民の権利および義務において、つぎのことからを教えている。職権乱用で起訴された事件がわずか八件（不起訴三二一件、昭和二九年～三三年平均）なのに対し、公務執行妨害事件数一、八七七件のうち、一審有罪五五六人、起訴猶予人員八六四人（昭和三年）という権力者と国民との関係、主要な右翼団体、宗教団体、新聞図書発行数、産業別就業人口、国籍離脱届受理数、大学の種類と数、婚姻にかんする統計。第二五条についてみると、昭和九年から三四四年までの実質国民所得、あるいはこまかくトランジスター・ラジオの普及率まで。しかし住宅不足数、社会保障支出の対国民所得比率によると日本は世界で二一番目で

あること、あるいは収入階級別からみた勤労その他の世帯の結構有病率からみると一万円以上の層ではその数が減少しているにもかかわらず、一万円以下の層では増大している層もあることなどは、健康で文化的な最低生活を保障する憲法の規定がいかに無視されているかを示している。第二六条以下では、つきのことがらが示されている。国民所得・租税負担と教育費、家計における教育費、国財政・地方財政における教育費、教員数、長期欠席児童、生徒数等（第二六条）、人口および労働力、労働市場状況、労働者世帯一ヶ月の收支、主要国の失業者数および失業率、主要国の労働時間等（第二七条）、労働組合数、労働争議状況等（第二八条）、租税体系、国民所得に対する租税負担額、負担率の推移等（第三〇条）、死刑事件数、刑罰の種々の統計、裁判件数、逮捕状請求と許可・不許可件数、令状の種類および事由別発付度数、勾留状請求と許可・不許可の件数、勾留期間別百分率、保釈金百分率、弁護士の数、その人口数に対する割合、国選・私選弁護士の比較、刑事補償請求事件の件数・人員・補償日数および金額（第三一条～第四〇条）。第四章、国会においては、国会年表、国會議員の選挙結果あるいは衆・參議院先例集等のえがたい資料が集められている。第五章、内閣では歴代内閣一覧、國務大臣任免辞令書式、不信任の決議案の書式、政令の書式、恩赦種別人員と百分率、恩赦の公布書式等が記載されている。第六章、司法においては、国民審査の結果、裁判官の報酬、裁判官の人数、最高裁判所の裁判数等。第七章、財政においては、国の財政規模の推移、三五年、三六年

の予算等詳細な統計が出ている。第八章、地方自治においては、地方公共団体の推移、住民登録人口の推移、地方公務員数、地方財政歳入歳出決算額、地方公共団体の長、議会の議員、条例の概況が示されている。第九章、憲法改正においては、憲法改正にかんする世論調査の結果、憲法調査会、憲法問題研究会のメンバー、日本国憲法改正国民投票法案等がある。最後に付録として改正問題を中心とした憲法問題年表および憲法判例一覧がある。

以上が逐条資料の内容の一部の紹介である。この資料の編集にあたって、世論調査の結果や統計について簡単な解説が欲し

いとか、比較憲法的な資料があればとか種々の注文をつけることはできる。しかし、この編集に要した日数および人数からみてあまりに多くを要求することは編集者に酷となろう。むしろ憲法研究者にとっての必携となるこの本を企画され資料を編集された小林教授に深い感謝の言葉をささげねばならない。ただ、この本の資料が大部分、年鑑のたぐいによっていることからも、この本がつづけて憲法年鑑として発行されることが望ましく、その場合さらに充実されたものとなることを期待する。（日本評論新社）